

令和4年 第9回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年9月22日(木) 14時00分～15時20分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          委 員 八 田 三 紀          委 員 辻 雅 之          委 員 水 島 浩 子</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          生涯学習部副理事 丹 野 恒          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          学校教育課長 石 原 慎          中央公民館長 伊 藤 典 明          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和4年第9回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和4年第8回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第8回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆議決事項第1号「阪南市教育委員会委員の退任の同意について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会委員の退任の同意について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

令和4年9月7日付けで森口賢二委員から、阪南市長及び教育長に対し、自己都合により任期途中で阪南市教育委員会委員を辞職する旨申出があった。そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。」という規定に基づき、本教育委員会の議決を求める。また現在、並行して、市長部局においても同意に関する市長決裁が回議されており、本日中に決裁がおりることとなっている。

なお、退任日については、本日令和4年9月22日となっている。

(教育長)

森口賢二委員におかれては、先々週辞職願の提出があり、面会して本人の意思が固いことを確認したため、受理したものである。

本件について、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号については案のとおり議決され、退任について同意されたものとする。

(教育総務課長)

森口委員の退任により、教育長職務代理者が不在となった。今後務めていただく委員について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」という規定に基づき、教育長から指名されたい。

(教育長)

教育長職務代理者は、八田委員を指名する。八田委員、いかがか。

(八田委員)

承知した。

(教育長)

よろしく願います。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

令和4年8月1日から8月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した4件について、報告する。

1件目は、尾崎町盆踊り保存会主催「尾崎町盆踊り大会」である。令和4年8月14日と15日に、尾崎小学校において一般の方を対象として、納涼盆踊り大会を3年ぶりに開催することと、後援名義の使用許可申請を受けて許可した。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、当該事業の実施を中止したとの報告があった。

2件目は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会主催「学校アートプログラム(文化芸術による次世代育成プログラム)」である。本市においては、9月の3日間、朝日小学校の3年生を対象に、協会から派遣されたアーティストにより文化芸術体験授業が行われ、アフリカの太鼓「ジェンベ」演奏を体験した。

3件目は、阪南市陸上競技連盟主催「小学生マラソン大会」である。令和5年1月15日、阪南市立桑畑総合グラウンドにおいて、小学生によるマラソン大会が開催される。

4件目は、大阪府小学校道徳教育研究会主催「第53回大阪府小学校道徳教育研究発表大会泉南大会」である。令和4年11月25日、大阪府の各市町村立小学校教員を対象として、岸和田市立大芝小学校で公開授業や講演会が実施される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

後援名義からは少し離れるが、2件目の学校アートプログラムのように、文化庁は数多くの学校巡回公演や芸術家派遣事業を主催している。申請の手続等は必要となるが、学校側に金銭的負担はかからない。是非、それらの制度を積極的に活用して、児童・生徒が芸術文化を身近に感じられる機会を設けるよう、各学校に働きかけてほしい。

(学校教育課長)

文化庁主催の事業は、毎年小学校3校程度が活用している。実施した学校では本物の芸術文化に生で触れることができると好評で、同じ学校が毎年申請している状況である。そういったことを他の学校にも伝え、活用を広げていきたい。

(教育長)

何回も申請するというのは、事業内容が素晴らしいからだろう。一口にアートと言っても、音楽や伝統芸能、様々な表現活動と、内容は多彩であり、各分野のプロの方が来てくださるといえるのは、そういったことに予算を割くことが難しい状況の中で、非常に有り難いものである。公演が素晴らしいのはもちろんのこと、準備の様子を見ることができたり、道具を触らせてもらったりというのも、一般的な公演を鑑賞するのとは異なり、子どもたちにとって得難い経験となる。

辻委員にはずっと阪南市立文化センター主催の「能楽こども教室」に携わっていただいているが、どうお考えか。

(辻委員)

伝統芸能に触れることで、国際化が進む中、海外に行った際に、自国の文化に誇りを持って正しく伝えることができるようになると思う。日本人でピアノやギターを弾くことができる人は多いが、鼓の打ち方を知っている人は少ない。こういった機会を捉えて子どもたちが文化を知り、外国へ発信できるようになることを願う。

(教育長)

身をもって体験し、自国の文化を知ることの大切さを再認識した。

3件目、小学生マラソン大会の対象が小学生だけなのはなぜか。

(教育総務課長)

コロナ禍前に毎年実施していた阪南市健康マラソン大会では、単独で参加できるのが中学生以上となっているため、阪南市陸上競技連盟が、小学生が単独で参加できる大会を10年ほど前から主催してきたとのことである。

(水島委員)

私も阪南市健康マラソン大会の親子の部に参加したことがある。そもそも中学校に陸上部のあるところが少なく、陸上部以外のクラブ単位で参加しているところもあったが、参加者は年々減少傾向にあるようで、残念に思っている。せつかく開催される大会なので、積極的な参加を呼びかけていきたい。

(生涯学習推進室長)

12月の阪南市健康マラソン大会が無事開催できれば、3年ぶりとなる。一人で

も多くの方に参加していただけるよう、阪南市体育協会等と連携してPRに努めたい。

(水島委員)

文化庁の巡回公演事業は、市ではなく各校から申し込むのか。

(学校教育課長)

文化庁から本市教育委員会に届いた案内を各校に周知し、希望する学校がそれぞれ申し込むという流れである。

(水島委員)

子どもが小学校の時、学校でアフリカの太鼓やバレエを鑑賞して大変喜んでいて。本物を見ることの大切さを感じる。

自身の経験として、20年前に海外で、現地の人知っている日本人の著名な建築家のことを知らなくて恥ずかしかったという経験があり、辻委員の、海外に出るためには日本のことを知っておかなければならないというご指摘には大いに共感を覚える。

(教育長)

海外の方が日本の良さとして挙げるのが、治安の良さ、食、そして文化だ。近代的な面と古くからの文化が共存しているのが興味深く感じられるようで、我々が外国人に文化を紹介するためには知識が必要だ。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「阪南市学校給食における地場産品利用促進事業補助金交付要綱の制定について」(学校給食センター)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市学校給食における地場産品利用促進事業補助金交付要綱の制定について」学校給食センターの報告を求める。

(学校給食センター所長)

地場産品を活用した安全・安心な学校給食の提供を通じて、児童・生徒が食に関する知識や地場産の食材への理解を深めるといふ食育を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷した地場産品の消費拡大及び地産地消を図るため、阪南市学校給食会が学校給食において地場産品の利用を促進していることに対し、予算の範囲内で阪南市地場産品利用促進補助金を交付するための要綱を制定したので報告する。なお、施行期日は決裁の日である令和4年8月26日で、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

なお、本要綱における地場産品とは、大阪府内で生産、水揚げされた食材及びそれらを利用した加工食材をさす。対象者は本市学校給食会とし、補助対象となるのは、令和4年度の2学期及び3学期における地場産品の購入にかかる費用である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

大阪府内で生産、水揚げされた食材を地場産品というとのことだが、主に阪南市産のものと考えてよいか。また、そういったものが使用された給食であるということは、児童・生徒に伝えているのか。

(学校給食センター所長)

農産物については主に泉州産を、海苔やアナゴ、タコなどの海産物は阪南市の3漁港で水揚げしたものを、さらに畜産物としては阪南市産のなにわ黒牛を地場産品として用いている。児童・生徒に対しては、毎月各家庭に配布する献立表に、地場産品であることを明示しているほか、地場産品のメニューを提供した日は給食の時間に、担当の子どもたちが校内放送で食材について説明している。せっかく食材に恵まれた地域に住んでいるのだから、地場産品への理解を深めながら楽しく食べてほしいと考える。

(教育長)

海産物は、全校に提供できるだけの数を揃えるのが大変だと聞く。また、特別な食材のため、調理員は早朝から仕込みを行うなど、関係者の努力により給食での提供が実現している。授業で地場産品について学ぶ機会があるが、それを給する過程の大変さも理解しながら、大切に味わってほしい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「物価高騰に伴う阪南市学校給食等に関する負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」(学校給食センター)

(教育長)

報告事項第3号「物価高騰に伴う阪南市学校給食等に関する負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」学校給食センターの報告を求める。

(学校給食センター所長)

物価高騰の中、栄養バランスや量を保った小学校給食を実施し、併せて保護者の給食費負担軽減を図るため、阪南市学校給食会が実施する小学校給食における物資購入費に対し、予算の範囲内で物価高騰に伴う阪南市学校給食等に関する負担軽減補助金を交付するための要綱を制定したので報告する。なお、施行期日は決裁の日である令和4年8月25日で、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

なお、本要綱における物資とは、給食調理等に必要な食材、調味料及び調味用油等とし、基準価格とは、令和3年4月以降に実施した給食に必要な物資として購入した各物資の最初に購入した価格をさす。対象者は本市学校給食会とし、補助対象となるのは、令和4年度の2学期及び3学期における物資の購入にかかる費用であ

る。

(教育長)

多くの食材価格が高騰する中、子どもたちに給する給食の質と量を落とさないための措置である。補助金を受けることで本市の美味しい給食の提供が継続できるのはありがたい。

(学校給食センター所長)

諸物価の高騰が相次ぐ中、保護者の方からは給食費も上がるのかというご質問をよくいただくのだが、少なくとも今年度中の予定はないと回答し、安心していただいているのは、本要綱に基づく補助金の活用によるものである。

ただ、調理に必要な燃料費等も高騰しているが、市の一般財源からの支出とせざるをえないものであり、財政的に厳しい状況である。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「公共施設使用料減免ガイドラインについて」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「公共施設使用料減免ガイドラインについて」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本ガイドラインは、令和3年第10回定例教育委員会において報告した「施設使用料に係る減免基準の統一化について」に対して多くの意見をいただいたことを受け、減免制度を適切に運用できるよう、昨年11月に生涯学習推進室から総務部行財政構造改革推進室にガイドラインの作成を要望したことを契機として、策定されたものである。

ガイドラインの説明に入る前に、令和3年度から本日までの公共施設使用料の減免の見直しに係る経過を簡単に説明する。

まず、令和3年第10回定例教育委員会において、先述したとおり、総務部の行財政構造改革推進室が作成した資料に基づき、①「受益者負担の原則」の例外としての減免が適用できるケースを大幅に削減すること、②減免額を明確にして「見える化」を図るため、減免率を100%と50%の2種類に限定すること、③各種団体に対する十分な周知期間を確保するため、令和5年3月から新たな減免基準の適用を開始すること、の以上3点について説明した。

また、本会議での説明と前後して、減免制度を見直すことの必要性和意義を一人でも多くの方に理解してもらえるよう、生涯学習推進室と中央公民館とで、公民館運営審議会等の各審議会や公民館参加者協議会等の各種団体に対して、減免基準の統一化についての説明に努めたものの、反対の声は大きく、各団体等から減免廃止

の見直しを求める要望書が市長等に提出された。その後、これら要望書の提出があった団体等の要請に応じ、市長を筆頭に積極的に協議の場に臨み、市民団体等と意見交換を重ねることで、市長部局が減免の見直しには市民に寄り添った対応が必要であるとの認識したことを反映して、本年8月に本ガイドラインが策定されたものである。

昨年度の資料からの主な変更点は、一、全対象施設の減免相当額を担当課が予算化することで、「見える化」や透明性の向上を図る。二、減免制度の見直しにより生じた効果額は、一般財源化せず、社会教育・生涯学習活動等に係る新たな施策の財源として活用する。三、施設の種別によって異なっていた減免基準を、「①公用、公益活動」、「②障がい者（児）のための活動」という二つの減免基準に統一し、減免の適用を判断する。四、適用時期は、令和5年3月使用分からとしていたのを、令和5年4月使用分からに改める。五、「①公用、公益活動」であっても下部組織（単位団体等）の場合は減免の対象外とするということに変更はないが、暫定措置として、効果額を活用した新たな施策を構築するまでの間として、令和7年3月までは公民館クラブ等の下部組織に50%減免を継続して適用する。以上5点である。

当室と中央公民館は、今後、資料「施設使用料の減免見直しに伴う共創による社会教育活動活性化方策の検討スケジュール（案）」に基づき、暫定期間終了までに大阪府内の各市における支援方策の把握、各種団体との丁寧なコミュニケーションや各種審議会との情報共有を行って、共創による社会教育活動活性化方策を検討することとしている。今後は「公共施設使用料減免ガイドライン」の丁寧な説明に努めることとし、今月からスポーツ推進審議会を始めとする各審議会に説明するとともに、各審議会に関係する各種団体から説明を求められた場合についても、可能な限り対応していきたいと考えている。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

「見える化」と透明性の向上への取組は、検証しながら進めていくことになると思うが、「こうすればこうなる」という流れや、市の行財政構造改革プランの意図するところについて、利用者や市民の皆様へ丁寧に説明して行ってほしい。

(生涯学習推進室長)

「見える化」のために減免相当額を予算化するにあたり、行財政構造改革推進室と事前に意見交換したところ、減免対象団体や関係各課双方にとって過度な負担とならないよう、コロナ禍前である令和元年度・2年度の使用実績に基づいて所要額を積算して予算計上し、暫定措置後の団体への支援のあり方について検討していくこととなった。今後の進捗状況については、適宜本会議で報告していく予定である。

(辻委員)

予算の「見える化」ももちろんだが、ソフト面や施設等のハード面における効果の「見える化」も併せてお願いしたい。



(教育長)

ご指摘いただいたことは、今後の施策の構築にも関わってくることなので、留意されたい。

資料「検討スケジュール(案)」中、令和5年度から6年度にかけて貫く矢印の中に、「各種団体との意見交換」という表記がある。これまで、要望されている方やご意見をお持ちの方と話をし、初めて互いの考えていることがわかったと実感した。それは、説明や説得というものではなく、正に意見交換の場であった。ある公民館の参加者協議会の方からは、私たちは協議会のことだけを考えてはいけない、公民館を今以上に幅広く利用していただけるようにし、そして使用する全ての方と協力して公民館を活性化し、阪南市を住みよいまちにしなればならいと強く思った、という感想をいただいた。

本資料のタイトルにある「共創による社会教育活動活性化」は、市と市教育委員会が最も望んでいるものである。この大きな目標に向けて、今後施策を構築していくことになるが、そのプロセスにおいて効果が見えることが重要だ。これからの2年半の暫定措置期間が充実したものとなるよう、特に各種審議会との情報共有を心がけて進めていただきたい。

(生涯学習推進室長)

減免制度をめぐる協議の場においてお互い気付いたことがあった。関係団体の方たちにとっては、自分たちがまちづくりをしていかなければならないということ、そして我々行政側にとっては、これまで市は財政難を理由に社会教育に対するサポートは減免以外の取組を積極的に行なわなかったため、関係団体の方がこちらの想定以上に減免制度を重要視しているということだ。そこで、社会教育活動活性化を検討するにあたり、我々が大阪府内各市で調査した結果を関係団体と共有して同じ土台の上に立ち、社会教育をより良くしていくという共通の目標に向かって、それぞれの立場からアプローチしていくことが大切であると気付いた。減免制度見直しに伴う効果額の範囲内という財政的制限の中にあっても考え得る最良の方策を生み出すのはもちろん、その意見交換する過程こそが有意義だったと振り返ることのできる2年半にしたい。

(中央公民館長)

教育長のご指摘どおり、協議することで公民館の登録団体には気づきがあったようだ。例えば、これまで公民館まつりは自分たち登録団体のためという認識だったのが、公民館の全ての利用者や地域にも学びの還元をしたいという意識を持って開催されることになった。

(教育長)

関係団体の意識改革があったということは、我々教育委員にとっても得難い情報であった。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

**◆報告事項第5号「令和4年度第1回阪南市立文化センター協議会の議事録について」  
(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第5号「令和4年度第1回阪南市立文化センター協議会の議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年8月16日に開催した、令和4年度第1回阪南市立文化センター協議会について報告する。案件は、(1) 令和4年度文化センター事業について、(2) 文化センター及び図書館指定管理者候補者の選定について、(3) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

**◆報告事項第6号「令和4年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について」(図書館)**

(教育長)

報告事項第6号「令和4年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和4年8月5日に開催した、令和4年度第1回阪南市立図書館協議会について報告する。案件は、(1) 令和3年度事業報告について、(2) 令和4年度事業報告について、(3) 文化センター及び図書館の指定管理について、(4) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

令和5年度からは新たに図書館にも指定管理者制度を導入し、1年後の協議会では、先ほどの文化センター協議会同様、指定管理者からの報告を受けることとなる。市議会からも指定管理者制度導入によりどれほど魅力が増すのかと問われているように、皆の関心があるところであるから、図書館単独の事業はもちろんだが、文化センターと一体化した指定管理だからこそ生まれる、居場所や出会いの場としての新たな側面についても説明できるよう、指定管理者としっかり歩調を合わせて進められたい。

(生涯学習推進室長)

文化センターと図書館の一体的運営による新たな魅力の創出については、指定管

理者選定にあたって重要視したところであり、候補者にも伝えたということは、市ウェブサイトでも公開した。令和5年度以降は、市や指定管理者によるモニタリングを実施し、新たな魅力が創出できているかという点を含めてモニタリング結果を指定管理者選定委員会において評価・審査していただくとともに、文化センターと図書館双方の協議会にも報告する予定である。さらに、広く市民に公表することで、何が課題であるかの認識を共有し、指定管理者の責務として取り組んでいただけるような体制を構築したいと考えている。

(教育長)

選定の際の附帯決議として、選定委員会からは「意見」をいただいております、そこでもやはり一体的運営による効果を重視していることがうかがえる。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。  
各課の報告を求める。

<教育総務課>

10月17日 第3回阪南市立学校のあり方検討委員会

<生涯学習推進室>

9月11日 第1回はたちの集い運営委員会

10月 1日 第39回文化財ミニ展示「学校日誌からみる下荘小学校の変遷」  
[令和5年3月30日まで]

<公民館>

10月22日・23日

[尾崎公民館] みんなとつながろう!! 第57回尾崎公民館まつり

10月12日～ [東鳥取公民館] 初心者の書道体験教室(全2回)

10月23日 [西鳥取公民館] おやこカーニバル

<図書館>

9月27日・29日 認知症サポーター養成講座

※いずれも9月22日現在の実績・予定

(教育長)

尾崎公民館まつりのタイトルに「みんなとつながろう！！」とあるが、以前からこのような行事名だったのか。

(中央公民館長)

報告事項第4号で報告したように、尾崎公民館参加者協議会の「学びを地域に還元したい」という思いから付けられた名称である。

(教育長)

行事名にすることで、共通テーマとして皆が意識することになる。市と団体が話し合った結果がこのようなところに現れるのは喜ばしい。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(水島委員)

新型コロナウイルス感染症の第7波はまだ予断を許さないが、多少落ち着いてきたようだ。ピーク時は夏休み中であつたため、学校で感染が広がるというケースは少なかったものの、2学期が始まって登校するようになると、学級閉鎖や学年閉鎖が散見されるようになった。陽性だが症状が軽い子どもたち、濃厚接触者となった子どもたちは、体は元気でも登校できない。そんな時、現実的には難しい点もあるかと思うが、授業の様子が各自のタブレット端末で見ることができればいいのに、という声が保護者から上がっていることをお伝えしたい。

(学校教育課長)

新型コロナウイルス感染症に関しては、子どもたちだけではなく、一部の教員も罹患したり濃厚接触者になったりして休まざるを得ない状況となっている。教育委員会事務局からはタブレット端末を積極的に活用した家庭学習を実施するよう指導しているほか、オンラインでの授業については、各校で様々な工夫をしながら、可能な範囲で始めているところである。

(辻委員)

去る9月8日、文部科学省主催によりオンラインで実施された市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会に参加したので、報告する。

分科会は、「地域と学校の連携・協働について」と「部活動のあり方について」の二つに参加した。一つ目の分科会で本市の取組について紹介したところ、他市の方が地域教育協議会について興味を持たれ、質問を受けた。また、本市では学校運営にかかる会議体としては学校協議会を設置しているが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの特徴や、全体としてまだ3割程度しか設置されていない

などの説明があった。二つ目の分科会では、同じグループに、人口が増えつつある自治体と、人口減少・少子化傾向にある自治体と、両方の委員が参加しており、前者は部活動で遠征するための費用も潤沢に予算措置されているが、後者は1校だけでは部活動ができず、他校と連合チームを作って取り組んでいるとのことだった。また、外部指導者については、地域差が大きいことが課題であるとの認識で一致した。こちらは、人口減少にある自治体では地域と密着しつつあるという印象を受けた。本市で今後さらに統合が進むと部活動がどうなっていくのか、見守っていきたい。

(学校教育課長)

本市は学校協議会を設置しているが、今後、コミュニティ・スクールを設置・運営する近隣自治体の動向を見極めながら導入について検討したいと考えている。また、部活動の地域移行については、報道等にもあるようにまだ課題があるため、一つずつ解決しながら進めたいと考える。

(教育長)

部活動の地域移行にあたっては、地域差があるため、課題が山積している。どうやって阪南らしい体制を整えられるかということだ。教育長協議会等の場では、基本的な考え方をフレームとして示してほしいと大阪府教育庁に求めているが、まだ示されていない。

(学校教育課長)

現時点では、スポーツ庁からの提言のみである。

(教育長)

次回の令和4年第10回定例教育委員会は、令和4年10月28日金曜日午後2時00分から阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第9回定例教育委員会を閉会する。

以上